

スペインの生コーヒー豆に対する差別的関税

(L/5135、1981年6月11日採択：BISD 28S/102)

【事実の概要】

1979年7月スペイン政府は新たな政令（NO. 1764/79）により未煤煎生コーヒーの関税上の取扱い、並びに関税分類に変更を加え、1980年3月から発効することとした。この措置によりそれ以前には単一の分類でしかなかった未煤煎生コーヒーは、次の5つの細目（SUB-DIVISIONS）に分類されると共に、各々以下の税率の関税を賦課されることとなった。

製品の名称	関税率（従価税）
(1) コロンビア・マイルド	0 %
(2) その他のマイルド	0 %
(3) 未洗浄アラビカ	7 %
(4) ロビュスタ	7 %
(5) その他	7 %

そもそも前記政令の施行以前は未煤煎コーヒーの輸入に対しては22.5%の関税が賦課されていたが、1975年以来国家貿易企業による輸入の場合には免税の対象となってきた。ところが前記政令と同時に施行された別の政令（NO. 1765/79）により未煤煎生コーヒーの輸入は国家貿易の枠から外れることとなり、民間企業により取引される品目となった。かかる措置により右政令の施行以前は事実上無税で輸入されていた生コーヒー豆の一部（アラビカ種）については1980年3月以降7パーセントの関税が課される事となった訳である。

他方、ブラジルからスペインに輸入される未煤煎生コーヒーの大部分は「未洗浄アラビカ」であった。このためブラジルはコーヒー豆という「同種の産品」間で関税待遇上差別が存在すると主張、スペインの措置が一般協定第1条第1項に違反するとしてガットの紛争処理に本件を持ち込んだ。

ちなみにスペインはガット加入以来、生コーヒーに対する輸入関税については譲許していなかった。

本件については1980年3月のガット理事会においてブラジルとスペインの間で一般協定第23条第1項に基づく協議が行われた事が報告された。さらに同年6月の理事会に

において上記協議が不調に終わり、ブラジルは第23条第2項に基づくパネルによる審査を要求、パネルの設置、付託事項が合意された。本件パネルの議長にはスウェーデンの寿府代大使エヴァロフが選任された。

パネルによる審査の中で両国が行った主たる主張は各々以下の通りである。

(a) ブラジルの主張

- (1) ブラジルが主に輸出している「未洗浄アラビカ」及び「ロビュスタ」種のコーヒー豆に対し7%の関税を賦課し、他方ではその他の種類のコーヒー豆には無税待遇を供与しているスペインの新しい関税制度はブラジルに対し差別的であり、一般協定第1条第1項に違反している。
- (2) いかなるガット締約国もコーヒー豆の「タイプ」ないしは「種類」によって関税待遇上の差別を行っていない。スペイン自身も新制度導入以前にはかかる差別を行っていなかった。
- (3) コーヒー豆は単一の産品であり、「マイルド」、「未洗浄アラビカ」は共に同じ種の樹木から採れるもので一般協定第1条第1項にいう「同種の産品」にあたる。異なる銘柄間に存在する相違はORGANOLEPTIC NATUREなものであり、主にコーヒー豆の処理方法の違いに由来するものである。
- (4) 消費者の観点からすれば實際上全てのコーヒーはブレンドされた状態で販売されており、種々異なる種類に属するコーヒー豆をさまざまな混合比率で混ぜ合わせたものである。
- (5) 最終用途としてはコーヒーは飲料（BEVERAGE）として飲用に供されることを目的として製造される明解に規定された単一の産品である。

(b) スペインの主張

- (1) いかなる締約国もその国が譲許していない産品の輸入に対して適用される関税の構造や関税についてこれを維持しなければならないという義務はない。CCCNの税表においては各税番の中で必要に応じて輸入国が細目（SUB-HEADINGS）を設定することは認められている。
- (2) 新規に適用された分類はコーヒー豆の特性に応じて作られたもので、各種コーヒー豆の原産国とは全く独立したものである。従って、ブラジルを差別するものではなく、その証拠にブラジル産の「洗浄された」コーヒー豆（"WASHED" COFFEE）は無税で輸入されている。

- (3) 関税番号が同じであればそこに含まれる全ての産品が必ず「同種の産品」であると必ずしも言えない。例えば、「特定されないその他の産品」と言ったような分類に入る産品には異質の産品が含まれ得る。また、同質の産品 (HOMOGENOUS PRODUCTS) を含む単一の関税番号の中にも「同種の産品」とは言えないものが分類されているケースが多い。(例 ; CCCN15.07 全ての種類のベジタブル・オイル、CCCN22.05 全ての種類のワイン等)
- (4) 「マイルド」も「未洗浄アラビカ」もアラビカ種に属する事は事実だが、気候、並びに栽培上の相違、とりわけ処理方法の違いから両者は質的にも異なっており「同種の産品」とは言い難い。
- (5) 伝統的にスペイン市場においては様々なコーヒー豆に対する消費者の選好が確立しており、ブレンドが一般的に好まれる他国の市場とは事情が異なる。未煤煎コーヒー豆の様々なタイプについて個々の市場が存在する以上、これらをひとまとめにして「同種の産品」とすることはできない。

【報告要旨】

本件パネルにおけるパネルの判定、並びに結論の主要点は以下の通りであった。

- (1) 本件パネルはスペインの未煤煎コーヒー豆に対する新たな関税制度がスペインのガット上の義務、より正確には一般協定第1条第1項の最恵国待遇の原則に整合的かどうかを審査することをその任務としている。
- (2) スペインが未煤煎コーヒー豆をバインドしていないことは承知しているが、ガット第1条第1項はバインドしていない品目についても適用される。
- (3) ガットのもとでは締約国が品目の分類について特定のシステムに従わなくてはならない義務はないし、新たな税番や細目を設定する権利を有することも事実である。しかし、いかなる品目分類が適用されようともガット第1条第1項は同じ関税上の待遇が「同種の産品」に与えられることを求めている。
- (4) 従って、本件パネルとしては政令1764/79に掲載されている各種未煤煎コーヒーがガット第1条第1項にいう「同種の産品」に相当するか否かについて検討を加えることとする。
- (5) ORGANOLEPTICな相違は農産物の最終生産物においてはその味とか香りに違いを生じさせることがよくあり、かかる相違があることをもって異なる関税上の待遇を容認する根拠とは認められない。

(6)未煤煎コーヒーが主に様々な種類のコーヒー豆を混合したブレンドの形で販売されていること、及び最終用途においてコーヒーが「至るところで」(UNIVERSALLY)明確に定義された、飲用目的の単一の製品であると考えられていることは本件の審理にとって有意義とパネルは思料する。

(7)パネルは、他のいかなる締約国もタイプの異なるコーヒーに異なる関税率を適用するような仕方で未煤煎コーヒーに対し関税制度を適用していない事実に注目する。

(8)以上の考察から、パネルはスペインの政令1764/79によって変更された同国の関税表のCCCN09.01に掲載された未煤煎コーヒー豆は一般協定第1条第1項に言う「同種の産品」に当たると結論する。

(9)更に、ブラジルがスペインに主に輸出している「未洗浄アラビカ」並びにロビュスタ・コーヒーはいずれも「同種の産品」と考えられる「マイルド」コーヒーよりも高い関税率を適用されていることから、パネルはスペインの関税制度はブラジル原産のコーヒー豆に対し差別的であると結論する。従って、これは一般協定第23条に言う利益の侵害のPRIMA FACIEケースに相当する

(10)よって、パネルは締約国団がスペインに対し未煤煎コーヒーに対する関税制度を第1条第1項に整合的なものにするため必要な措置を採るよう求めることを提案する。

【解説】

(1)「同種の産品」の認定

本件パネルは、関税分類の細目については輸入国の裁量を認めた一方で、「同種の産品」については一般協定の第1条第1項に基づき同じ関税上の待遇を与えるべき義務があることを確認している。また、同パネルが第1条第1項の原則は譲許品目のみならず非譲許のものについても適用されるとしたことにより、本件紛争の争点はブラジル産の未洗浄アラビカ種の生コーヒー豆が他のマイルド種のコーヒー豆に対して右条項にいう「同種の産品」に当たるかどうかにかぎられた。

他方、本件パネルは「同種の産品」の概念について一般協定自体の中にも、また過去の紛争事例の報告の中にも明確な定義が存在しないことを認めている。一般協定の中には第1条の他にも第2条、第3条、第6条、第9条、第11条、第13条、第16条に「同種の産品」概念が散見されるが、一般協定制定過程の国連経済社会理事会における議論においても”the expression had different meaning in different contexts of the Draft

”(BPCT/C/65, p. 2) とあるように、各々の条項において同概念の意味するところは異なると考えられている。

このような背景のもとに本件パネルは、地理的要因、栽培方法、コーヒー豆の加工方法あるいは発生学的要素等に由来する各種コーヒー豆間のORGANOLEPTICな差異は異なる関税待遇を容認する十分な理由とはならないと判断する。

次にパネルは本件において重要性を有する事柄として未焙煎コーヒー豆の市場における販売形態に着目、これが様々なタイプのコーヒーのブレンドとして取り引きされていること、並びにコーヒーは「最終用途」としては明確に飲用に供されるものとしてはっきりと定義された (WELL-DEFINED) 単一の産品 (SINGLE PRODUCT) であるとする。更にパネルは他の如何なる締約国においても異なるコーヒー豆について異なる関税待遇を適用するような仕方では未焙煎コーヒー豆について関税を適用しているケースは見あたらないとした。

以上の考察から本件パネルは当該スペインの譲許表にCCCN09. 01のもとに掲載されている未焙煎コーヒー豆は一般協定第 1 条第 1 項にいう「同種の産品」であるとの判断を下すに至る。その際、当該産品間の「同種性」を認定する基準となったのは、本件のコンテキストでいえば、(7) 販売ないしは取引される際の産品の形状、(i) 産品の定義の普遍性、(ii) 最終用途、(iii) 他の締約国における慣行である。更に異なるタイプのコーヒー豆が概ね同じ種の樹木から採取されているという点についてはスペイン側も認めており、この点も産品間の同種性を強化することになっていると考えられるので、その意味で当該産品の物的起源も考慮の対象になると思われる。

(2) 国別差別と産品間差別の関係

本件パネルは報告のパラ 4. 9 で「同種の産品」であると認定したうえで、同パラ 4. 10 でブラジルがスペインに主として輸出しているコーヒー豆に対してはその他のコーヒー豆に対する関税よりも高い税率の関税が課されているとし、これらのコーヒー豆が「同種の産品」であることから、スペインのコーヒー豆についての関税レジームはブラジル産の未焙煎コーヒーに対しては差別的であると結論した。この判断は、当該産品が「同種の産品」である場合は産品間差別の存在が認定されればそのままそれが国別差別の認定につながることを示唆している。逆にいえば、国別差別を指摘するためには産品間差別の存在を証明する必要があるということであろう。また、関税待遇上の「差別」によりメリットを得る産品とデメリットを被る産品の生産国 (輸出国) が同一の場合には国別差別を問うことな

く産品間差別のみを問題とするケースも実際にあった。日本とカナダの間で争われたSPF木材関税パネルにおけるカナダの再反論にその具体例が見られる。

(3) 関税分類と関税上の待遇における無差別

過去の事例では、豪州のAMMONIUM SULPHATEのケースにおいてAMMONIUM SULPHATEと硝酸ソーダが一般に関税率表上異なった関税分類が行われていることにより「同種の産品」ではないとされた。(GATT/CP/4/39, PARA8)

また、ECの飼料蛋白の事例においてはパネルが異なった種類の飼料蛋白が異なった関税率及び譲許を有していることを勘案すべき事項の一つとした。(BISD/25S, pp49-53, para4.2) このように第1条第1項の「同種の産品」をめぐる紛争案件については輸入国の関税分類を尊重した上で、原産国の如何にかかわらず当該産品に最恵国待遇が与えられているかどうかを検討されてきた。

このような考え方は既にガットの起草過程においても見られ、国連貿易雇用会議の第3委員会での議論の中で重量1500kg以下の自動車と重量1500kg以上の自動車では、関税率表上これらが別々に分類されている場合には「同種の産品」には該当しないとある国の代表が発言した旨記録されている。(U.N. Doc. E/Cont. 2/C. III/SR5, p4)

本件においてはスペインが税表上細分化した各種コーヒーの間のORGANOLEPTICな差異をパネルが認めなかったために、同国が最恵国待遇を与える上で正当な関税分類を行っていないと判断されたものである。本件パネルはかかる差異を産品の同種性を否定するに足りるものとは考えなかった訳だが、これは「コーヒー」という極めて万人に熟知された産品であったが故に比較的容易にできた判断ではないだろうか。これがもっと複雑な産品、あるいはより加工の進んだ段階の製品、例えば木材や自動車などが問題となっている場合には関税分類の正当性の方が優先して何らかの「実質的な」差異があることをもって"IDENTICAL"ではないと判断される可能性があるように思われる。実際に本件を念頭に置きながら日本の木材関税レジームを第1条違反で提訴したカナダが敗訴した事例はこのことを示唆している。

【参考文献】

- (1) 津久井茂充、「コメンタール・ガット」、『貿易と関税』1990年8月、37-39頁。
- (2) Edmond McGovern, INTERNATIONAL TRADE REGULATION(2nd Edition), 1986,

pp. 243-244, pp. 254-261.

- (3) GATT, Report of the Panel(L/6470), CANADA/JAPAN; TARIFF ON IMPORTS OF SPRUCE, FINE, FIR(SPF) DIMENSION LUMBER, 26 April 1989.

(渡邊 頼純)